

<紹介手数料の返還>

当社が求人企業に紹介した候補者が、求人企業に雇用された日から起算して3ヶ月未満に採用された候補者がその責めに帰すべき事由に基づき退職した場合は、求人企業から受領した当該候補者についての紹介手数料の50%を求人企業に返金するものとする。

但し、求人企業の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なる、又は労働基準法等の法令違反に起因する退職の場合はこの限りではない。